

商工観光課からのお知らせ

■ 白鷹町事業継続雇用維持給付金について

白鷹町では、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用調整（休業）を実施し、従業員に対して法定の休業手当を支払った事業者に対し、給付金を支給しています。4月から6月までの休業にかかる申請期間は、10月30日（金）までとなります。

また、対象となる休業を4月から6月までとしておりましたが、町内の現状を踏まえ7月から9月の休業についても対象とすることといたしました。7月から9月までの休業にかかる申請については、申請期間は、令和3年1月29日（金）までとなります。

対象要件や申請必要書類など詳細については、町ホームページをご確認ください。

【問い合わせ】白鷹町商工観光課 ☎ 87-0696

■ 白鷹町正社員化促進事業奨励金について

白鷹町では、若者の長期の雇用安定と優秀な人材の確保・定着を促進するため、町内の中小企業事業主の皆さんが、非正規雇用労働者を正社員に転換した場合に、国のキャリアアップ助成金、県の正社員化促進事業奨励金に上乗せして、町奨励金を支給します。

町奨励金の額は区分に応じて75千円から200千円となります。詳細や申請手続きについては、町ホームページをご覧ください。

区 分	1人当たり		
	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	正社員化促進事業 (山形県)	正社員化促進事業 (白鷹町)
有期→正社員	中 570千円 (720千円)	中 300千円	中 150千円
		小 400千円	小 200千円
無期→正社員	中 285千円 (360千円)	中 150千円	中 75千円
		小 200千円	小 100千円

※中：中小企業事業主、小：小規模事業主

※国のカッコ書きは、生産性の向上が認められる場合の額

【お問合せ】白鷹町商工観光課 ☎ 87-0696

■ 第2回しらたか米沢牛まつり ～食って笑って撮って投稿～

白鷹町商工会青年部では、11月7日（土）に「しらたか米沢牛まつり」を開催します。今年は、新型コロナウイルス感染症に配慮し、ドライブスルー方式で販売を行います。事前申し込み制となっておりますので、商工会にお問い合わせください。さらに、「しらたか米沢牛撮影コンテスト」もあわせて行います。

●受け渡し場所 白鷹町役場駐車場内（午前9時より受け渡し開始）

●商品料金 1セット11,000円（米沢牛4人前「800g」、野菜セット、地酒4合瓶、モンゴル岩塩）

※詳細については、10月9日（金）の新聞折込チラシをご覧ください

【問い合わせ】白鷹町商工会青年部 ☎ 85-0055

■ 白鷹町地域応援券について

●令和2年7月1日から10月30日までの間に出生届のあった新生児のご家族の方へ

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を長期間受けている町内経済の活性化と町民生活を支援するため、町内の取扱事業者で使用できる「白鷹町地域応援券」(商品券)事業を実施しております。

令和2年7月1日から10月30日までの間に出生届の提出があった新生児の方を対象として「白鷹町地域応援券」を配布します。

①9月15日(火)までに届出がお済みの方は世帯主宛てに簡易書留にて郵送しております。

②9月16日(水)以降の届出の方は、届出の際に役場町民課窓口にて配布しております。

※使用期限は、10月31日(土)までとなっておりますので、早めにご使用ください。

●白鷹町地域応援券の使用・手続きはお済みですか？

【町民の皆様へ】

白鷹町地域応援券の使用期限が令和2年10月31日(土)までとなっております。

まだ、お手元にお使いになっていない地域応援券がありましたら、お早めにご使用ください。

【登録事業者の皆様へ】

最終の地域応援券換金手続き締切日が令和2年11月24日(火)となっております。お手元の応援券を確認いただき忘れずに手続きをお願いします。

【問い合わせ】白鷹町商工観光課 ☎ 87-0696

■ 白鷹町観光事業継続支援給付金の申請はお済みですか？

広報9月号にて事業概要をお知らせしておりますが、給付金の申請期限は令和2年10月30日(金)となっております。まだ、申請を行っていない事業者の方はお早めに申請ください。

【給付対象者】

昨年度、町内の観光事業(イベント)等に携わっていて、来年度も事業に携わる意思のある事業者。

【給付額】

①観光事業 2万円~50万円 ②体験観光 一律10万円

【問い合わせ】(一社)白鷹町観光協会 ☎ 86-0086

■ 令和2年度白鷹町地域経済変動対策利子補給制度について

町では、町内の商工業者を対象に新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業の継続のため、日本政策金融公庫が実施する制度資金や民間金融機関が実施する山形県商工業振興資金により、融資を受けられた商工業者の方に、利子補給を実施しております。また、利子補給の認定手続きを行っていない商工業者の方は、利子補給制度対象の制度資金の確認や事務手続き等、その他事業の詳細について、白鷹町商工観光課までご相談ください。

※相談は11月6日(金)まで下記のお問合せ先へご連絡ください。

【問い合わせ】白鷹町商工観光課 ☎ 87-0696